

# 日本シニアテニス連盟 東海地区 静岡県部会 規約

## 第1章 総 則

第1条 本会は、日本シニアテニス連盟東海地区静岡県部会（以下「当部会」という。）と称し、特定非営利活動法人日本シニアテニス連盟（以下「連盟」という。）の組織であり、連盟規約及び当部会規約により運営する。

第2条 当部会は、連盟の設立趣旨、目的に賛同し、連盟へ入会金を支払い当部会に年会費を納入した者で、静岡県下に居住する者および本県を主登録または副登録する者により組織する。当部会の所在地は会計宅とする。

## 第2章 役 員

第3条 当部会に次の役員を置く。

部会長 1名  
事務局長 1名  
会計 1名  
幹事長 4名（東部、中部静岡、中部志太榛原、西部）  
幹事 上記地区に若干名  
顧問 若干名

第4条 部会長は当部会を代表し、会議を統括する。幹事長は部会長を補佐し、部会長が欠けたとき又は部会長が職務を履行できない場合はその職務を代行する。

第5条 役員を選出は次による。

- (1) 部会長は当部会員の中から役員会において選任する。
- (2) 部会長の順番は各地区交代制を基本とする。各地区役員人事はこれを配慮する。
- (3) 事務局長、会計、幹事長は部会長の指名による。
- (4) 幹事は役員会において選任する。但し、東部、中部静岡、中部志太榛原、西部各役員の要望が反映されるよう配慮することとする。

第6条 役員任期は3年とする。ただし再任を妨げない。任期の始期は原則として1月1日からとする。役員会の承認を得たときはこの限りではない。任期満了によって退任する役員は、新たに選任された役員が就任するまで引き続きその業務を行う。

第7条 役員は全て名誉職とし、無給とする。

## 第3章 会議

- 第8条 当部会に最高決議機関として役員会を置く。
- (1) 本役員会は定期会議と臨時会議とする。
  - (2) 定期会議は毎年1回開催する。また臨時会議は必要ある場合に随時これを開く。
  - (3) 本役員会は部会長が招集し、部会長が議長となり議事の進行を掌る。役員会は役員の2分の1以上の出席で成立する。
  - (4) 本役員会は次の事項を審議し、議決する。
    - ・本年度事業報告ならびに次年度事業計画
    - ・本年度収支決算報告
    - ・部会役員を選任、退任
    - ・部会規約の改正、廃止等
    - ・その他必要事項
  - (5) 臨時会議としてメール連絡により審議することができる。
- 第9条 当部会の役員会決議事項は、役員会が執行する。但し、行事運営等に当たっては、必要に応じて会員の中から若干名を選任し、その運営に当たらせることができる。
- 第10条 事務局長、会計、幹事長の任務
- (1) 事務局長は部会の事務全般を統括し、事務を処理する。役員会の事務、会員の入会、退会等の事務処理をする。
  - (2) 会計は部会の会計事務を処理する。会費の収納、経費の支出管理及び監査対応業務。
  - (3) 幹事長は地区代表として各地区の運営を統括する。各地区の大会、練習会、会員の会費収納、大会の記録等を統括する。

## 第4章 事業

- 第11条 当部会はその目的達成のため、次の事業を行う。
- (1) 静岡県部会テニス大会（原則として年4回、東部、中部静岡、中部志太榛原、西部各1）
  - (2) 県内5地区（東部愛鷹、東部富士、中部静岡、中部志太榛原、西部）にて月1回練習会
  - (3) 他県部会との交流試合
  - (4) 連盟及び東海地区が行う各種大会、行事への協力。
  - (5) 事業年度は、会計年度に準ずる。
  - (6) 当部会は、慶弔関係は行わない。

## 第5章 会 計

第12条 当部会の会計は次による。

- (1) 会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。
- (2) 当部会の経費は、会員から納入される会費、部会テニス大会の参加料をもってこれに充当する。
- (3) 当部会の資産は部会長が管理する。
- (4) 毎会計年度の決算は、役員会の承認を受けなければならない。
- (5) 当部会員及び本県を主登録する会員は別に定める連盟年会費と当部会年会費500円を納入する。また本県を副登録する会員は当部会年会費500円を納入する。
- (6) 会計は年1回監査を受けなければならない。  
会計監査員は当部会員から部会長が委嘱する。
- (7) 決算報告を県部会員に送付する。

## 第6章 会 員

第13条 当部会の会員は連盟の規約に基づき以下のように規定する。

### 【入 会】

(入会の申込み)

入会者は、入会当年末に男性は満60歳・女性は満50歳以上とする。

2 入会の申込みは、当部会経由または個人で連盟の会長あてに会員入会申込書を提出するものとする。

併せて別条の入会金及び年会費の払い込みをもって入会の申込みは完了する。

また、会員は当部会が定める年会費を払い込むことで、連盟、当部会が主催し提供する各種のサービスを利用できる。

(入会金・年会費)

連盟の入会金及び年会費は次に掲げる額とする。

- (1) 入会金 5,000円
- (2) 年会費 連盟年会費500円+当部会年会費500円=1000円  
年会費は、毎年期日までに(所定の口座へ)払い込む。
- (3) 当年12月31日現在において、満90歳以上の会員については年会費を免除する。

(複数府県、地区への所属)

会員は、複数府県、地区へ所属することができる。その場合は主たる所属府県を決めて、主所属へは所定の年会費全額を払い込み、副所属へは連盟年会費除いた額を払い込むものとする。

### 【休 会】

会員は、休会届を当部会経由または個人で連盟の会長に届け出て、任意に休会することができる。

2年目以降休会の場合も毎年届け出が必要。

休会期間中の年会費は免除されるが、連盟からの機関紙は送付されない。

### 【退 会】

会員は、退会届を当部会経由または個人で連盟の会長に届け出て、任意に退会することができる。

2 次の場合は退会したものとみなす。

(1) 死亡したとき。

(2) 休会者が3年を超えて休会を継続する旨の届け出がないとき。

### 【復 会】

休会者が復会する場合は、当部会経由または個人で連盟の会長に報告するものとする。その場合、復会する年の年会費を納入する。

2 退会した会員の復会は、① 新規会員の入会手続きによる、又は ② 連盟復会費（退会年数 x 500 円）及び未納分の当部会年会費（退会年数 x 500 円）を納入、のいずれかを選択することで、復会することができるものとする。

3 退会からの復会者は、速やかに会長に報告する。

## 第7章 その他

第14条 本規約及び本規約に定められてない事項について疑義が生じたときは、連盟の定款または会員規約及び運用規約を基に役員会に於いて解決するものとする。